

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布1-18-4

2 指名停止措置期間

令和7年1月10日～令和7年3月9日（2ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事および業務

4 事実概要

株式会社佐藤渡辺の石川営業所長は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、郡山区検に談合罪で略式起訴された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第8号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 官庁営繕部が所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 官庁営繕部が所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内